## 令和2年二級建築士試験 「設計製図の試験」標準解答例の公表について

令和2年9月13日(日)に実施されました標記試験の標準解答例(合格水準の標準的な解答例をいう。)を下記のとおり公表します。

二級建築士試験は、建築士法第 13 条及び第 15 条の 6 の規定に基づいて、全国 4 7 都道 府県の指定試験機関である当センター(理事長 井上 勝徳)が実施しています。

記

- 1. 標準解答例は、試験の透明性を高めるとともに、建築士を志す者に対して、習得すべき知識及び技能(二級建築士として備えるべき「建築物の設計に必要な基本的かつ総括的な知識及び技能」をいう。)の目安を示す資料として、当センターに設置された試験委員会で作成されたものです。この標準解答例は、当センター本部・支部及び都道府県建築士会の事務所に掲示するとともに、インターネット上の当センターのホームページ(URL https://www.jaeic.or.jp/)にも掲載します。なお、標準解答例は、合格水準の標準的な解答例を示すことを意図したものです。
- 2. 矩計図及び計画の要点等については、公表することにより、解答パターンが定型化するなど、適正な試験実施に影響を及ぼすことが想定されることから、公表しておりません。
- 3. この標準解答例を転載・複製等する場合は、当センターの許諾を得てください。
- 4. この標準解答例に対する質問・問合せについては、一切お答えいたしません。

## 標準解答例

- 1. 標準解答例は、試験の透明性を高めるとともに、建築士を志す者に対して、習得すべき知識及び技能(二級建築士として備えるべき「建築物の設計に必要な基本的かつ総括的な知識及び技能」をいう。)の目安を示す資料として、当センターに設置された試験委員会で作成されたものです。この標準解答例は、当センター本部・支部及び都道府県建築士会の事務所に掲示するとともに、インターネット上の当センターのホームページ(URL https://www.jaeic.or.jp/)にも掲載します。なお、標準解答例は、合格水準の標準的な解答例を示すことを意図したものです。
- 2. 矩計図及び計画の要点等については、公表することにより、解答パターンが定型化するなど、適正な試験 実施に影響を及ぼすことが想定されることから、公表 しておりません。

個人利用の目的以外には、当センターに 無断で転載・複製することを禁じます。